

高齢者施策について、医療・介護総合法について質問をします。

多くの医療・福祉関係者や高齢者の反対を押し切り成立した「医療・介護総合法」は、来年４月から施行されます。

とりわけ介護保険法は、制度開始以来の大改悪です。最大の問題は、要支援の人が利用する通所介護・訪問介護の利用の切り捨てです。現在、介護サービスを受ける要支援１・２の人の約８割以上は通所介護・訪問介護を利用していますが、今後は市町村が独自に実施する「新たな介護予防・日常生活支援総合事業」を利用することになります。

６月議会の市長答弁では、「高齢者の多様なニーズに応え、地域の実情に応じた、きめ細やかなサービスの提供が可能になる」と、国の方針を認める立場でした。

しかし、総合事業は次に述べる大きな問題があります。

- ①運営、人員、単価など国として一律の基準は定めない
- ②費用を削減するためにＮＰＯ、民間企業、ボランティアによるサービスも可能にする
- ③事業を委託する単価は現在の介護報酬以下に設定する
- ④利用料は要介護者の現在の利用負担割合を下回らない

⑤総合事業の事業費の伸びは、自然増で5～6%になるところを、75歳以上の被保険者の数の伸び率3～4%以下に抑えることとされています。

今後、要支援者は通所介護や訪問介護を利用する場合、基準緩和した介護事業のサービス提供や、NPOなど住民主体のサービスを利用することになります。来年度からの事業開始に向け、本市ではNPOなどの住民主体の支援体制はどこまで出来ると見込んでいるのでしょうか。また、多様なニーズできめ細やかなサービスがどこまで実施できると見込んでおられるのか、認識をお示し下さい。

要支援者を介護保険給付から外す事に対し「要支援者からのサービスの取り上げだ」と、高齢者や現場から厳しい批判の声があがりました。

厚生労働大臣は、厳しい批判をかわすため、「必要とする人には従来の介護保険での専門的なサービスを提供する」と強調しました。

しかし、国が示した基準は

- ①日常生活に支障が生じる認知症の人
- ②自分の生活管理が出来ない人
- ③コミュニケーションなどの社会性が構築できない人

④退院直後で集中的な支援が必要な人

となっています。これでは大半の要支援者は従来の介護給付の利用から外れる事になります。また、今後、「介護サービスを受けたい」と訪れた人を、要介護認定を受けさせず、チェックリストによる判定だけで、NPOなどの住民主体サービスに誘導することも可能となります。

「認知症の人と家族の会」の理事の田部井康夫氏は「チェックリストによる選別が導入され、要介護認定すらたどりつけなく、認知症の人はますます適切な支援が受けられなくなる可能性が高い。重度化して手厚い支援を受けても、もとの生活に戻す事は難しい」と指摘し、チェックリストによる判定の撤回を求めました。何らかの支援が必要になった際、要介護認定を受ける事は、すべての高齢者の権利です。

高齢者の介護保険の受給権を守る立場で、本市として、むやみにチェックリストを活用しないこと、また利用する場合でも、地域包括支援センターなどの専門職が活用するにとどめるべきですが、ご所見をお示し下さい。

総合事業費の財源も大きな問題です。

7月28日国が提示したガイドラインで計算をすれば、来年度の総合事業費は福山市の介護給付費の何%になり、所要額はいくらになるのか、また、その額でこれまでのサービスが保障されるのでしょうか、併せてお答えください。

また、既存の介護事業所に及ぼす影響も多大です。要支援者への支援がボランティアなどに代替されれば、訪問介護・通所介護の事業所は、利用者が減り、存続にかかわります。

厚労省は、専門的サービスには「ふさわしい単価」と言いながら「現在の報酬以下」を求め、住民参加の多様な担い手によるサービスには「低廉な単価」とし、その単価は各市町で検討します。

現在でも、低い介護労働者の処遇がいっそう低下し、離職、人手不足に拍車をかけ、報酬の引き下げで経営に厳しさが増すのは必至です。

医療や介護の質を支えている専門職の人間らしい働き方、働き続けられる労働環境を保障することなしに、人材確保の解決はありません。

そのためにも、現行サービスの担い手である介護事業所に対しては、少なくとも現行単価の報酬を保障する事を求めますが、ご所見をお伺いします。また、その場合の所要額をお答えください。

また、利用料金の引き上げも大きな問題です。2015 年 8 月から、合計所得金額 1 6 0 万円、年金収入のみの場合 280 万円以上の高齢者は利用料が 1 割から 2 割になります。

ところが、我が党の小池晃参議院議員の国会での追及で、厚生労働省の 2 割負担の根拠が完全にごまかしであった事が明らかになりました。

可処分所得が 307 万円の世帯年間消費支出は 247 万円であり、60 万円余るため、厚労省は 2 割負担が可能と説明していました。

しかし、総務省の家計調査によると、247 万円の消費支出の平均可処分所得は 197 万円であり、逆に不足額が 5 0 万円もあり、高齢者世帯の生活に「余裕がある」どころか、すべての年収層で貯蓄を取り崩して消費支出を賄っている事が明らかになりました。田村大臣も「6 0 万円は撤回する」と言わざるを得ませんでした。

8月27日、厚労省は、配偶者の年金が低く、負担能力が低いケースなどで、合計所得金額が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は、1割負担に戻す事を示しました。

しかし、金銭的な問題で必要なサービスを受けないという高齢者が増えるのは明らかです。憲法が保障する生存権の侵害であり、高齢者の尊厳を守る事に反するのではないのでしょうか。今以上の負担をさせないため、国に対して2割負担は撤回するよう強く要望するとともに、負担軽減策を市として講じる事を求めますが、市長のご所見をお示し下さい。

9月1日、市内の、介護事業所の職員らが、介護保険制度の改善を求める市長要望署名を提出しました。わずか1か月という短い期間で、25の団体署名と1万1660筆もの個人署名が寄せられました。

要望に参加したケアマネジャーやヘルパーやデイサービス職員らは、「昨日、今日、明日と高齢者の日々の状態をみて変化があれば、医師や家族や各機関と連絡を取り合って対応をしている。その変化に気付くのが介護の専門性である。

自分たちは高齢者の命を支えるという責任のある仕事をしている」と述べ、要支援者の従来介護サービス利用を強く求めました。

この、1万1660筆の署名に込められた市民の切実な思いを市長はどのように受け止められたのでしょうか、お答えください。

また、利用料金の負担増はさせず、介護事業所への介護報酬は切り下げない事を強く要望しますが、市長のご所見をお示し下さい。

保育行政について 子ども・子育て支援新制度についてお伺いします。

来年4月から保育、幼稚園、学童保育など、子育て支援にかかわる制度を根幹から転換する「子ども・子育て支援新制度」の実施が予定されています。

多くの自治体では国の示した基準をもとに新制度の具体化、条例制定がこれから行われますが、本市では、これまで5回「子ども・子育て会議」が開催され、すでに保育事業や家庭的保育事業の整備等や幼保連携型認定こども園に関する基準など4本の条例が制定されています。そのほとんどは国基準に従う内容であり、最大の問題点は、保育者の配置人数と資格です。小規模保育B型・C型や家庭的保育・居宅訪問型などの地域型保育事業では、その一部において、国家資格をもつ保育士ではなく、市が行う研修を終了した者を子育て支援員として配置します。

9月1日、「子育て支援員」の研修制度に関する検討会の初会合が内閣府で開催されました。その内容は、放課後児童クラブ事業と共通研修10時間と、各保育の専門研修5～15時間程度を行うというものです。

研修を受ける事が従事要件となっている、小規模保育などの地域型保育事業の研修では、安全に関する基礎研修は1時間、専門研修は実技を含めて2時間強しかありません。会合に参加した委員からは、子どもの数も、保育の形態も違う各事業を同一の研修にする事に、異論が相次ぎました。

保育中の重大事故は圧倒的に2歳児以下で起きており、子どもの命を守る上では質の確保が必須です。例えば、神戸市では小規模保育事業については、保育士100%のA型のみで、B型・C型は認めていません。そして、家庭的保育事業は、研修を受けた保育士・保健師・看護師にするなど、国より高い基準としています。

どのような事業であっても、子どもの保育を等しく保障する観点から、すべての事業で保育者は保育資格者とする事が必要ではないでしょうか。ご所見をお示し下さい。

幼保連携型認定こども園について伺います。

政府は、幼保連携型認定こども園を、新制度の最大の目玉として既存施設から移行促進させようとしています。

ところが、国が示した公定価格の仮単価では、認定こども園と保

育所に大きな差はなく、認定こども園は大規模になるほど、大幅な減額になることが示されました。これでは、安定的な経営はできなくなる可能性があります。

全国では、認定こども園を返上する動きも出ています。また、認定こども園は、施設と保護者との直接契約となり、自治体の保育の実施責任は後退します。

そして、親の就労状況に応じて利用時間が異なる幼稚園児と保育園児が一緒に過ごすため、保育の一貫性が保障できません。子どもを中心にした、丁寧な保育を提供するには認定こども園ではなく、公立保育所を中心とした認可保育所の拡充こそ求めます。今後の事業計画で、保育所のあり方などの見通しをどのように考えているのか、ご所見をお示し下さい。

保育所再整備計画と保育士の多忙化について質問をします。

福山市は「保育所再整備計画」に基づき、2006年度から10年間かけて、公立保育所の社会福祉法人への移管や統廃合を進めその結果、公立保育所は73所から57所と16所減り、法人保育所は52所から59所と7所増えました。

それに伴い、2006年から、2014年の9年間で、公立保育所の正

規保育士は 505 名から 403 名と 102 名減り、逆に、非正規の保育士は 224 名から 372 名と 148 名増加しています。

我が党の調査では、保育士の多忙化に拍車がかかっている実態が明らかになりました。年度途中に、入所する子どもの人数に応じて、担任の保育士を追加配置しますが、保育士がすぐ雇用出来ない場合もあります。保育士が欠員する時など、保育所の所長や主査が、その間現場の対応をしますが、そのため本来の仕事の事務作業が遅れ、帰宅するのが夜遅くなるなど、多忙化を極めています。現場の先生も、子ども達が帰宅後、教材の準備や保護者対応をすることが多く、まったく余裕がない状態で仕事をしているとの事です。

現在、保育士確保に向けてどのような取り組みをしているのか、お示し下さい。また、非正規保育士が増えた事による保育の影響をどのようにとらえているのか、お答えください。

これ以上、保育所統廃合はせず、保育士の正規職員を抜本的に増やす事を求めますが、ご所見をお示し下さい。

中学校完全給食の実施についてうかがいます。

中学校完全給食の実施は、2012年5月現在で全国8302校の78・1％に達しています。

福山市の中学生に、温かくておいしく、栄養バランスのとれた完全給食を、の願いが市長要望署名として、今日まで、1万2千筆余提出され、さらに広がっています。

「福山市学校教育環境検討委員会」は、すこやかな体を育む学校教育環境の整備で、中学校給食について

「学校給食が、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり……成長期の中学生の健全な食生活を実現し、健康で豊かな人間形成を図るため中学校における完全給食が望ましい。」との中間まとめ案が提示されました。

この中間まとめをどのように受け止めているのか、ご所見をお示しください。

また、完全給食の実施方法については、「各学校の状況や施設整備の財源等、施設面や運営面の課題などを踏まえ、慎重に検討を進める必要がある」との記述ですが、実施方法についての考えをお示しください。

「中学校給食を実現する福山市民の会」は、自校調理方式での実施を強く望んでいます。

自校調理方式は、調理から提供までの時間が短く、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく等、食中毒の危険性は低く、安全な食事の提供ができます。

アレルギーについて、各学校で実態を把握し、食材に配慮を要する子どもに対応した給食を提供できます。

また、児童・生徒が、食材や調理する様子を直接見ることができ、食育に大きな効果が望めます。

地域の農家との契約で野菜を購入するなど、学校と地域のつながりが深まり、地産地消、小規模農家の振興につながり、給食調理員の雇用が増えるなど、地域経済が活性化します。

様々な面で、有効な自校調理方式で施行することを求めるものです。

ご所見をお示しください。

次に、食育の実践のためには、直営方式が不可欠です。

近年、自治体リストラで、様々な業務の民間委託がすすめられました。

民間委託によって、経費削減ができるというのもですが、民間企業は、利益を上げなくては事業として成り立ちません。そのため、人件費の抑制や安価な材料の使用などで質の低下が懸念されます。

岡山市では、現在、60%の学校で民間委託が行われたのですが、年々、入札価格が引きあがり、今日では直営方式よりも割高になっているとのことです。

福山市では、直営で実施することを求めるものです。

また、各校に栄養士と正規調理員を配置し、仕事へのやりがいや誇りを持って仕事ができる職場とすることを求めるものです。

以上についてお答えください。

上下水道事業について伺います。

市長は、来年５月検針分から下水道使用料を値上げする方針を示しました。

現在、１０立方メートルまでは、８５０円の基本使用料とし、それを超える場合、加算する方式としています。

改訂後は、基本使用料７９０円に１立方メートル単位で使用料を加算する方式とし、一般的な家庭、水道使用量１７立方メートルの場合、１か月２９９円の値上げとなります。

下水道使用料の平均改定率は、基本使用料の見直しを含み、１６．５６％、年間総額８億９７３万円余の負担増です。

市民生活がひっ迫している中、住民の福祉増進を図るべき地方自治体が公共料金の引き上げで、さらなる追い打ちをかけるべきでしょうか。

使用料引き上げの要因の一つとして、１０００億円余の企業債残高を上げていますが、これは全て、使用料対象経費ではありません。このうち、公費で負担すべき企業債残高の総額はいくらになるのかお示してください。

また、下水道接続率を上げて、有収率の引き上げにも努力をするべきです。

国に対して、老朽管敷設替えの補助金を抜本的に増やすよう要望するなど、財源を確保するとともに、市民生活を支援する立場から、一般会計からの繰り入れも継続し、使用料引き上げを中止することを強く求めるものです。

ご所見をお示してください。

次に、生活保護世帯に対する上水道、下水道の基本料金減免の廃止について伺います。

この減免制度が廃止されれば、上水道で年間1世帯あたり1万2000円、下水道で1世帯あたり1万1000円の負担増となります。1世帯年間2万3000円の負担増は、生活保護世帯にとって、決して小さいものではありません。

生活保護基準は、年々下がり、老齢加算の廃止など、最低生活の維持ができない厳しい状況もあると聞いています。

この制度廃止の年間影響金額は、税込水道料金で約 5000 万円、下水道使用料金で約 3600 万円です。

長年、減免制度を継続する中でも、上水道事業は平成 25 年度純利益は 6 億円余の黒字であり、一般会計からの繰入金があるとはいえ、下水道事業も収支均衡という状況です。

福山市は、毎年 30 億円前後の黒字決算を計上する財政力を持つ自治体であります。下水道会計への一般会計からの繰り入れを継続し、生活保護世帯への減免制度の継続を行うことを強く求めるものです。ご所見をお示してください。

商工業振興についてリム・福山の管理・運営のあり方について伺います。

わが党が情報開示した「福山市商業施設の運営に関する指名型プロポーザルの実施について」という資料によると、福山市が所有するリム・ふくやまとして運営されている商業ビルの管理を、指名型プロポーザルとした理由について、「天満屋と同様の全館一括賃貸借による管理運営を…選定し」と、最初から、業者に介在させることを前提としていたことが明らかになりました。

そもそも、本市が所有するビルを、全館一括で一業者に委託するよりも、直接管理すれば、費用を低く抑えることができます。

それにも関わらず、そのような方法を検討しなかったのはなぜなのか、理由をお示し下さい。

次に、福山市特別会計条例では、福山市商業施設特別会計は、「商業施設事業」を目的として設置されています。商工課の説明では、この商業施設の「大規模小売店舗立地法」による設置者は、福山市長とのことです。

つまり市が自ら大規模小売店舗事業を天満屋から引き継いで店舗経営を行うという、手続きがされていると思料します。

このような場合、通常では、福山市は大家として、店子である各テナントに市の財産を店舗区画ごとに貸し付けます。

他市では、公設市場や、店舗付き住宅の貸付など、多くの事例があります。

福山市が行う商業事業の目的は、「中心市街地活性化」や「雇用創出」と説明されており、これは公の行政目的です。行政目的を持たない普通財産のように、単に収益を上げることだけが目的ではないので、「公の施設」として「行政財産」と位置付けて管理・運営すべきです。

ところが、開示された資料の「土地基本カード」、「建物基本カード」には、福山市商業施設は公有財産管理上は、「特別会計」として区分され、「普通財産」に属していました。

福山市財産管理規則 28 条では、行政財産は「転貸できない」と定められているため、この規制を逃れるためだと思料されます。

本市は、同ビルの管理・運営を、大和情報サービスへ一括委託した上、各テナントに、「パススルー型サブリース契約」という、本市への賃料が各テナントの売り上げに応じて変動する「転貸し」を行っています。

このような転貸契約は、福山市財産管理規則は、禁止しています。

商業行為という明確な目的を持って福山市が管理者として運営している商業施設を、「普通財産」として扱っている理由を、「地方自治法」と、「福山市公有財産管理事務の手引」に照らしてご説明ください。

次に、本市へのテナント家賃収入の契約形態について、お伺いします。開示資料によると、この商業施設の契約について審査する選定委員会では、賃料は「固定保障型」「パートナーシップ型」「パススルー型」という３タイプが提案されています。

「固定保障型」は、賃料総額の増減に関わらず、福山市への賃料収入は固定され、建物管理費と光熱水費は貸借人負担となっています。

「パートナーシップ型」は、固定賃料に加え、出来高により、市への賃料収入も増える、と説明されています。建物管理費と光熱水費も「固定保障型」と同様、貸借人負担です。

ところが、「パススルー型」は、賃料総額の増減により、市の賃料収入も増減する、と説明されています。さらに、建物管理費と光熱水費は本市の負担です。

また、「市が貸借人に管理手数料を支払う」とのことでした。

大家である本市にとって、もっとも有利なのは、安定的に家賃収入が見込める「固定保障型」です。

そのことは、業者選定のための選定基準でも、「固定保障型」の採点基準が5点、「パートナーシップ型」は3点、「パススルー型」は1点と設定されていることから明らかです。

ところが、採点基準は、本市にとって最も不利な「パススルー型」の契約形態が、わざわざ加点ポイントで優遇されました。

そして、「パススルー型サブリース契約」という、全国でトラブルが続出している賃料形態が採用されています。

この方式は、本市への収入額が、安定しないというデメリットがありますが、リスクの多いパススルー型サブリース契約とした理由について、ご説明ください。

以上3点について、お答え下さい。